明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政令〕
○原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（四）　二
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（五）　七
〔省令〕
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（厚生労働四）　二
〔告示〕
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係告示の整備等に関する告示を定める件（厚生労働六）　二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める程度を定める件（同七）　六
〔公告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　一九
裁判所
破産、免責、会社更生、再生関係　二三
特殊法人等
地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、日本弁護士連合会懲戒の処分、東日本高速道路株式会社工事開始、平成二十四年度管理業務主任者試験合格者関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　四九
会社その他
会社決算公告　五二

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第四号）（環境省）

1　原子力事業者が原子力事業者防災業務計画の作成又は修正に際して協議しなければならない関係周辺都道府県知事の要件に係る原子力事業所の範囲について、高速増殖炉等が設置されているものが含まれることとした。（第二条の二関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

### ◇地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第五号）（厚生労働省）

一　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の一部改正関係

1　「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」とすることとした。（題名関係）

2　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第四条第一項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものを定めることとした。（第一条関係）

3　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定の欠格要件として、障害者総合支援法第三六条第三項第五号の二等に規定する労働に関する法律の規定であって政令で定めるものを定めることとした。（第二二条の二、第二六条の一一及び第三八条の二関係）

二　児童福祉法施行令の一部改正関係

指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の欠格要件として、児童福祉法第二一条の五の一五第二項に規定する労働に関する法律の規定であって政令で定めるものを定めることとした。（第二五条の八関係）

三　その他関係政令の一部改正関係

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日

この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。